

No.	資料	ページ	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	タイトル	質問内容	回答
82	募集要項	5	8					参加要件等 様式2-1、2-2、2-4、4-4 他	弊社の場合の「所在地、商号または名称、代表者氏名」について、各様式への記載は貴市の「令和3・4年度競争入札参加資格者名簿(市外建設工事)」に登録されている「弊社中国支店」で提出してよろしいでしょうか。	問題ありません。
83	募集要項	6	4	①	ア			公園設計業務資格要件 について	募集要項に、建設コンサルタント登録(造園部門)を行っていること。と記載がございますが、本業務には公園設計等が求められるため、建設コンサルタント登録(建設部門 都市及び地方計画)は資格要件に該当するのでしょうか？	該当しません。
84	募集要項	7	4	①	ア			公園の工事監理業務 資格要件について	募集要項に、建設コンサルタント登録(造園部門)を行っていること。と記載がございますが、本業務には公園設計等が求められるため、建設コンサルタント登録(建設部門 都市及び地方計画)は資格要件に該当するのでしょうか	該当しません。
85	募集要項	6	8	(1)	③			参加要件等	建築物の設計業務を行う者から、一部の業務(構造設計)を請け負う者は「協力企業」となりますでしょうか。	各業務を複数の構成企業又は協力企業で分担することを妨げませんが、業務範囲や責任の範囲を明確にしてください。
86	募集要項	6	8	(4)				参加要件等	「代表企業、構成企業及び協力企業のうち本事業に係る設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者は、以下の要件を満たさなければならない」とされ、各業務を行う者の実績を求められていますが、各業務を行う者から、その業務の一部の業務を請け負う者も実績が必要でしょうか。	統括責任者及び総括責任者が所属する企業について、各業務の実績を記載してください。

No.	資料	ページ	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	タイトル	質問内容	回答
87	募集要項	6	8	(4)	②	(1)		参加要件等 様式2-6	協力企業となる場合に、公共施設の設計実績は必要でしょうか。	統括責任者及び総括責任者が所属する企業について実績を提出してください。
88	募集要項	6	8	(4)	③④	(1)		参加要件等 様式2-6	構成企業となる場合に、担当する業務の施工実績が必要でしょうか。	統括責任者及び総括責任者が所属する企業について実績を提出してください。
89	募集要項	6	8	(4)	③④	(1)		参加要件等 様式2-6	協力企業となる場合に、担当する業務の施工実績が必要でしょうか。	統括責任者及び総括責任者が所属する企業について実績を提出してください。
90	募集要項	6	8	4	②			参加要件等 様式2-5	様式2-5参加資格に関する書類(設計業務を担う者)の添付書類について、「共通 5 一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類」は、登録証明書の写しでよろしいでしょうか。	問題ありません。
91	募集要項	6	8	4	②			参加要件等 様式2-5	様式2-5参加資格に関する書類(設計業務を担う者)の添付書類について、「設計 6 業務実績を証明できる資料」は、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書(建築物)の1～3面の写し(特定行政庁の受付印有)でよろしいでしょうか。(発注者、建築士事務所、用途、工事種別、床面積の記載があります。)	問題ありません。

No.	資料	ページ	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	タイトル	質問内容	回答
92	募集要項	5	8	1	③			参加要件等	弊社が応募者の中の建設業務を行う構成員となる場合において、弊社の下請け企業は「協力企業」となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	回答1に対する質問							回答1 No.20	「公園全体のリニューアル業務等、本業務と類似する内容、規模の事業とします。」と回答をいただきましたが、恩田運動公園と同規模での事業でしょうか。同規模の公園での改修工事等の事業だと案件が限られます。「規模」は削除いただけないでしょうか。	削除します。 No.20回答は「公園全体のリニューアル業務等、本業務と類似する内容の事業とします。」に修正します。
94	回答1に対する質問							回答1 No.26	「恩田スポーツパーク整備等事業計画」6-1(2)事業スキームと6-5事業スケジュールを確認ください。各事業契約の時期は、事業者選定後になります。」と回答をいただきました。事業スキームでは、御市との設計、建設、指定管理等の各契約が別々であると捉えますが、その場合に建設工事の契約は設計完了後になるものと考えます。昨今の資材高騰により建設に係る費用が増大していますが、建設費高騰に伴うリスクについて、提案書提出から建設工事着手までの期間及び建設工事中の扱いについて御市の考え方を示されたい。	本市としては、通常の建設資材等の費用に伴うリスクは事業者リスクと考えています。 ただし、急激なインフレ等が発生した場合は工事請負契約約款第25条のとおり、協議のうえ、対応を検討します。
95	回答1に対する質問							回答1 No.64	「様式2-10に記載ください。」と回答をいただきましたが、様式2-10には業務実績を記載する欄がありません。様式番号の間違いではないでしょうか。	土木一式については、業務実績は求めておりませんが、記載すべき実績があれば、記入してください。
96	回答1に対する質問							回答1 No.68	「自社の監理技術者の雇用数などを添付ください。」と回答をいただきましたが、監理技術者の雇用数を記載する様式は弊社で作成したものでよろしいでしょうか。また、建築の監理技術者数と土木の監理技術者数を記載したものでよろしいでしょうか。	問題ありません。

No.	資料	ページ	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	タイトル	質問内容	回答
97	募集要項 様式2-5~10							参加資格に関する書類	各様式の添付書類として、「企業単体の減価償却明細表(直近3年間)」の添付が求められていますが、これまでの他のPFI及びDBOの案件で求められたことがないため、どのようなものかイメージできません。必ず添付することが必要でしたら、例示をお願いするとともに、他の添付資料で業務遂行能力は推察可能と考えられることから不要としていただけないでしょうか。	募集要項様式2-5から-10までの添付書類の「共通3企業単体の減価償却明細表(直近3期分)」は任意提出とします。
98	募集要項	3	4					事業条件	「施設の整備及び改修等に係る費用は市が支払う。」とありますが、通常の御市発注工事と同様に、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待することができ、事業者にとっても資金調達がより容易になることから、本事業への応募者が増加し、競争原理が一層働くことで応札額の低下を図ることが期待できると思われま。	本市の発注工事と同様の対応にて前払金を支出します。
99	募集要項	13	9	4	⑩			契約保証金	「選定事業者は、契約締結時に、契約保証金の納付等を行わなければならない。」とありますが、「施設の整備及び改修等」において、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証も認められるとの解釈でよろしいでしょうか。 契約保証金の納付手段として、より多くの選択肢を設けるため、履行保証手段の1つとして認めていただきますようお願いいたします。	お見込みのとおりです。
100	様式2-5~2-10							添付書類(共通)	各様式共通の添付書類がありますが、一つの企業が複数の業務を行う場合、各様式で共通書類を添付しなければならないでしょうか。一番番号の若い様式にのみ添付でもよろしいでしょうか。(例えば、維持管理と運営業務を同じ企業が行う場合、共通の添付資料は、様式2-8にのみ添付し、様式2-9では添付なし)	問題ありません。
101	恩田スポーツ パーク整備等 基本計画								整備計画のイメージ図を拝見したところ、現在のアドベンチャー広場にある石の彫刻については移設が必要と思われま。移設先も不明な為、宇部市様にて移設して頂くと考えて宜しいでしょうか。またその他の彫刻について移設が必要な場合も同様と考えて宜しいでしょうか。	彫刻の移設は市では行いません。 提案の範囲とします。詳細な位置等については、優先交渉事業者決定の後協議することとなります。

No.	資料	ページ	項目 1	項目 2	項目 3	項目 4	項目 5	タイトル	質問内容	回答
102	資料3 インフラ整備図(雨水排水)							公園内雨水排水系統	雨水排水図面は陸上競技場周辺のみとなっており、雨水排水計画についての十分な検討ができません。公園全体の雨水排水系統がわかる資料を開示いただけないでしょうか。	市が所有している資料は全て掲載しています。検討ができない具体的事項は確認事項として、個別対話時に提出願います。
103	募集要項							参加表明に関する構成企業、協力企業について	SPCを立ち上げない場合の構成企業、協力企業の区分けをご教示ください。	市ウェブサイト、「協力企業の考え方」を追加します。
119	俵田体育館							回答 NO.79	ステージの改修について以前、工事をされた耐震改修工事の構造計算書や耐震改修における評価委員会の報告書について、個別対話の実施時に確認事項として対応しますとの回答を頂きましたが、説明会の時に現地確認したところステージ床と袖もコンクリートだったと思います。撤去可能かどうかの判断が急がれるため、早めに確認させて頂くことは可能でしょうか。	俵田翁記念体育館の耐震改修に関わる資料については、事前に事務局まで電子メールでご連絡いただいた方へ日時を調整し、資料を開示します。